

令和5年度「しあわせな予感♥いわて冬旅キャンペーン」における 冬季観光商品造成等支援事業助成金 公募要領

いわて観光キャンペーン推進協議会（以下、「協議会」という。）が本年度実施する「しあわせな予感♥いわて冬旅キャンペーン（以下、「キャンペーン」という。）」期間中に、冬季観光の魅力発信及び誘客拡大に向けた受入態勢整備を図るため、事業者等が連携して取り組む、キャンペーンのコンセプトに合わせた観光商品の造成及び企画の実施等に対し、令和5年度「しあわせな予感♥いわて冬旅キャンペーン」における冬季観光商品造成等支援事業助成金交付要綱に基づき、予算の範囲内で助成金を交付する事業について、次のとおり公募します。

1 助成事業の内容について

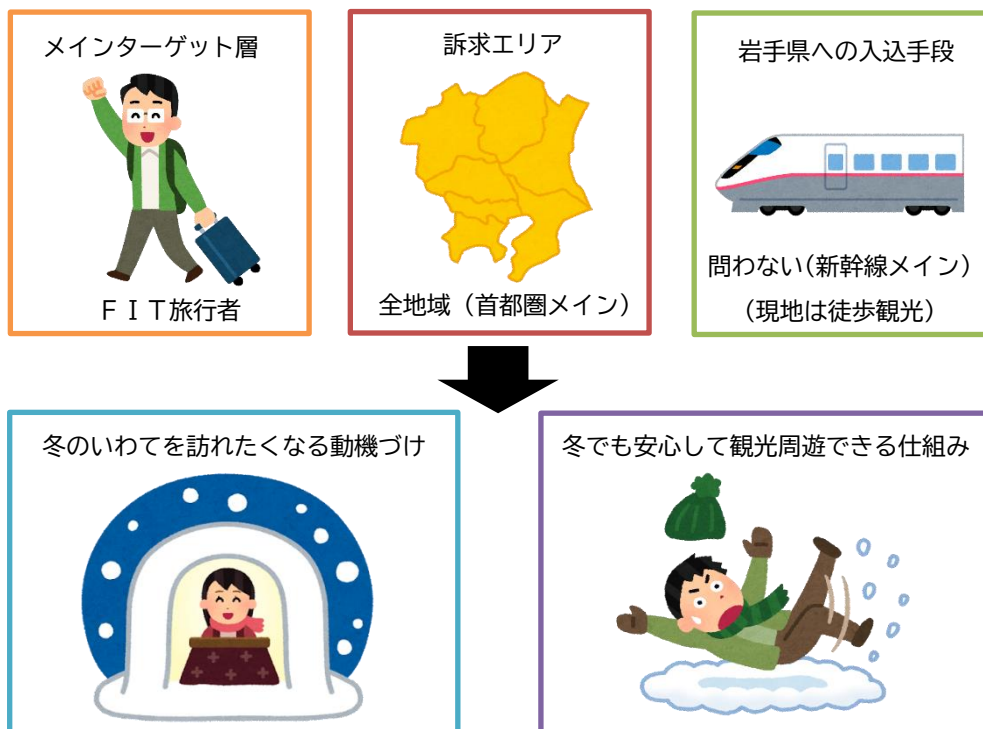
(1) 助成対象事業

次に掲げる条件を満たしているものを助成対象事業とする。

- ・ 「宿泊施設」、「観光施設（スポット、イベント等）」、「二次交通」のいずれか2つ以上の要素を組み合わせた商品であること（同じ要素のみの組み合わせは不可）
- ・ 地域の特性を生かした冬ならではの商品であること
- ・ キャンペーン期間中に実施するものであること

(対象の例)

- ・ 宿泊施設Aの宿泊者が、翌日、観光施設Bに行くためのシャトルバスをバス会社Cが運行する。
- ・ 新幹線を使って最寄り駅に降りた旅行者を対象とした、観光施設Dと観光施設Eを回るバスツアー（体験プラン有り）を実施する。



(2) 助成事業者

助成金の交付の対象は、協議会会員・賛助会員及び岩手県内に主たる営業所を置く、対象事業を実施する事業者等とする。なお、「事業者等」とは、次に掲げるものをいう。

- ・ 個人事業者
- ・ 株式会社、有限会社及び合同会社
- ・ 事業協同組合及び企業組合
- ・ 観光地域づくり法人（DMO）、NPO法人、商工会、商工会議所、観光協会、任意団体
- ・ 市町村

(3) 助成金の額

助成事業の実施にかかる経費（以下、「対象経費」という。）の1/2を助成。上限額は50万円とする。

なお、対象経費に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(4) 対象経費

助成対象経費は以下のとおりとする。

対象経費	内容	備考
交通費	バス、電車、船等利用運送の料金 等	
燃料代	バス、電車、船等の燃料代、灯油代 等	
宿泊費	宿泊にかかる料金	
食事代	昼食等にかかる料金	
入場料、体験料	観光施設の入館料、体験料、イベント参加料等	
謝金・旅費	専門家（アドバイザー等）謝金・旅費、事業従事者旅費	県の支給基準を上回る場合は減額する場合がある。
材料費	商品に要する材料購入費等	必要最小限に限る。
外注費	デザイン費、外注加工費等	企画デザインと印刷製本費は分離する。
印刷製本費	チラシ・リーフレット等の印刷費（版代を含む）、翻訳費等	チラシ・リーフレットは上限1,000枚とする。
通信費	インターネット回線使用料、電話使用料、郵便料金等	
広告宣伝費	のぼり作成、販促物作成、新聞広告代等	
モニター調査費	体験プログラム開発等にかかる調査費等	
マーケティング費	データ収集・分析費等	
その他特に必要と認められる経費		

※ 対象経費は原則、交付決定日から助成対象期間内に支払及び納品が完了した経費とし、交付決定前に発注・契約等をしたものは対象外とする。

(5) 助成対象期間

交付決定日から令和6年3月31日（日）までとする。
事業期間の延長は行わないもの。

2 公募（申請）期間について

(1) 公募（申請）期間

令和5年7月7日（金）～ 令和5年8月8日（火）※必着

(2) 申請方法

交付の対象となる事業者等が、必要書類を準備の上、事務局あて郵送または持参すること。

(3) 提出書類及び提出先

提出書類	提出先
1 交付申請書（様式第1号）	住所：〒020-8570 盛岡市内丸10-1 岩手県商工労働観光部 観光・プロモーション室内
2 実施概要書（様式第2号）	
3 2を補足する書類等	
4 事業費積算書（様式第3号）	宛先：いわて観光キャンペーン推進協議会 事務局（担当：高橋）
5 4を補足する積算にかかる根拠書類等	
6 その他協議会が必要と認める書類	

3 審査について

(1) 審査方法

ア 審査は、申請時に提出された書類に基づいて行う。

イ 審査委員が、以下の採点基準に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、各申請内容に対する得点を協議会に報告するものとする。

ウ 各審査委員が付した得点を合計し、予算の範囲内で、総得点の高い上位から採択とする。
ただし、必要と認めない経費は除外のうえ交付決定する。

エ 同点の場合は、10点の項目が多いものを上位とする。なお、10点の項目も同数の場合は、8点、6点、4点及び2点の項目について、同様に比較して決定する。

オ エによる順位付けにおいても同点で、採択できる残りの予算の枠が1事業者分しかないという場合は、申請者によるくじ引きを実施して、決定する。

【採点基準】

基準	点数
非常に優れている	10
優れている	8
問題はない（中位点）	6
やや問題がある（一部修正が必要）	4
問題がある（大幅な修正が必要）	2
採用できない	0

(2) 審査基準及び配点

	審査項目	審査観点	配点
事業内容	事業目的の妥当性	・受入態勢整備に向けた効果的な内容か。	10
		・複数の事業者等が連携した内容か。	10
		・キャンペーンのコンセプトに合致した内容となっているか。	10
	事業成果の波及効果	・本県の魅力PR、観光や地域振興等への波及効果が期待できるか。	10
		事業の継続性・独創性	・地域の特性を生かした冬ならではの内容となっているか。
	・今後も継続して取り組むことができる内容となっているか。		10
事業遂行能力	事業の計画性、実施体制	・できるだけ明確かつ緻密に計画が作成され、十分に実現可能なものといえるか。	10
		・提案事業を確実に実施できる体制であるか。	10
	経費の妥当性	・積算内容（単価や数量等）は妥当なものであるか。	10
		・事業内容との整合性が取れているか。	10
合 計			100

(3) 審査結果の通知（交付決定の通知）

審査結果については、郵送により書面で通知する。8月下旬頃を想定。

(4) 事業計画書の提出について

交付決定を受けた助成事業については、9月29日（金）までに、以下について記載した事業計画書（任意様式）を提出すること。

- ・ 実施日時、場所
- ・ 連携する事業者
- ・ 実施までのスケジュール
- ・ 実施内容の詳細
- ・ 事業の実施にかかる金額

4 その他（今後のスケジュール（予定））

申請書の提出	令和5年7月7日（金）	～	令和5年8月8日（火）
審査・交付決定通知		～	令和5年8月下旬
事業計画書の提出	令和5年8月下旬	～	令和5年9月29日（金）
助成事業の実施 （キャンペーン期間）	令和6年1月1日（月・祝）	～	令和6年3月31日（日）
実績報告		～	令和6年3月31日（日）

【参考】キャンペーンの概要

令和6年1月から3月までの3か月間、岩手県がJ R東日本の重点販売地域（※）の指定を受け、冬季観光キャンペーンを展開するもの。

キャンペーン期間中は、岩手の自然・絶景、歴史・文化、食など岩手県の魅力をより深く楽しんでいただけるよう、主に首都圏からの誘客や県内周遊促進等に取り組んでいくとともに、キャンペーンの効果が最大限生かされるよう、県内市町村や観光関係事業者等と連携して、オールいわてで取組を進めていく。

(1) キャンペーン名称及びキャッチコピー

名称

「しあわせな予感♥いわて冬旅キャンペーン」

キャッチコピー

「きっと知らない冬がある、いわて。」

- ・ キャッチコピー「きっと知らない冬がある、いわて。」は、本県に馴染みのある方には「まだ知らない岩手の魅力を、初めて本県を訪れる方には「未知なる岩手の魅力」を探る探求心を訴求するものであり、まだ知らない（未知なる）岩手を満喫する冬旅を通じて幸福になるというストーリーを表現している。
- ・ ロゴマークデザインと一体的に使用するキャンペーン名称に「しあわせな予感♥」というフレーズを挿入することにより、いわての冬の旅を通じて幸福になるストーリーを具現化している。



(2) コンセプト

「ぬくもりがある、どこか懐かしい岩手」を感じる旅を提案する。

また、内陸地域の「温泉」や「スノーリゾート」、三陸沿岸の「冬の味覚」「絶景」など、各エリアの特色ある冬季観光コンテンツを商材として、内陸地域の滞在型観光や内陸から沿岸への周遊型観光を提案する。

(3) 期間

令和6年1月1日(月・祝)～3月31日(日) (予定)

(※) 重点販売地域とは、地域の観光開発の成果を着実に流動に結びつけることを目的に、J R東日本が地元自治体や観光事業者等と連携しながら、集中的な情報発信を行うもの。期間中は、県、市町村、観光関連団体等が、全県的に受入体制の整備や誘客宣伝事業を推進する。